

国住指第137号  
国住参建第1444号  
令和6年6月25日

各建築士関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
参事官（建築企画担当）  
（公印省略）

「改正建築基準法・改正建築物省エネ法の  
施行日前後における規定の適用に関する留意事項等について」の修正について

令和6年5月30日付に発出した「改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項等について（国住指第102号、国住参建第794号）」については、一部誤記があったため、下記のとおり修正する。

なお、各都道府県建築行政主務部長、特定行政庁、所管行政庁、各指定確認検査機関の長及び各登録建築物エネルギー消費性能判定機関の長に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

下記のとおり、誤記がありましたので訂正いたします。

（修正箇所：傍線部分）

正誤箇所	誤	正
1. 建築基準法関係 （3）消防同意について 二行目	建築確認等対象外建築物のうち、新2号建築物に該当する木造建築物（一戸建ての住宅を除く。）については、 <u>改正前は建築基準法第93条第4項の規定に基づく消防長又は消防署長への通知を行うこととなっているが、改正後は同条第1項の規定に基づく消防長又は消防署長の同意（以下「消防同意」という。）が必要となることに留意されたい。</u>	建築確認等対象外建築物のうち、新2号建築物に該当する木造建築物（一戸建ての住宅を除く。）については、 <u>改正後は建築基準法第93条第1項の規定に基づく消防長又は消防署長の同意（以下「消防同意」という。）が必要となることに留意されたい。</u>